

# 第44回衆議院議員総選挙 第20回最高裁判所裁判官国民審査

～さあ投票 私が決める 日本の未来～

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査が9月11日(日)に行われます。

候補者の政見など、よく見、よく聞き、よく考えて、私たちの代表を選びましょう。

また、選挙は、私たちが政治に参加できる大切な機会のひとつです。貴重な権利を放棄しないよう必ず投票しましょう。

投 票	<p>【投票日】 9月11日(日)</p> <p>【時 間】 午前7時～午後8時</p> <p>【場 所】 第1投票区 笠松小学校講堂 第2投票区 松枝公民館 第3投票区 下羽粟会館</p>
投票できるかた	<p>昭和60年9月12日以前に生まれたかたで、平成17年6月1日以前に笠松町で住民基本台帳(住民票)が作成され、町の選挙人名簿に登録されているかた(ただし、昭和60年9月3日から12日までに生まれたかたは、平成17年5月29日までに転入の届出が必要となります。)</p> <p>また、平成17年5月30日から6月1日までの間に転入の届出をしたかたが期日前・不在者投票をする場合は、9月2日以降でないとは投票することはできません。</p>
期日前投票	<p>投票日に「休職中」「投票区の区域外に旅行中」などの理由で投票できないかたは、次の要領で期日前投票ができます。</p> <p>【期 間】 平成17年8月31日(水)～平成17年9月10日(土)</p> <p>【時 間】 午前8時30分～午後8時</p> <p>【場 所】 役場1階 住民課ロビー</p> <p>【方 法】 宣誓書に書かれている事由を選択し、住所、氏名、性別、生年月日を記入します。印鑑は不要です。</p>
在 宅 投 票	<p>身体に次のような重度の障害があるかたは、郵便により自宅で投票することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳をお持ちのかたで、両下肢、体幹または移動機能の障害が1級か2級のかた、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害が1級か3級のかた、免疫の障害の程度が1級～3級のかた</li> <li>・戦傷病手帳をお持ちのかたで、両下肢、体幹または移動機能の障害が特別項症から第2項症までのかた、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害が特別項症から第3項症までのかた</li> <li>・介護保険の被保険者証をお持ちのかたで、要介護状態区分が要介護5のかた</li> </ul>
開 票	<p>【開票日】 9月11日(日)</p> <p>【時 間】 午後9時～</p> <p>【場 所】 笠松中央公民館 3階大ホール</p>
投票所入場券	<p>8月30日(火)発送</p> <p>万一、入場券をなくしたときでも投票はできますので、投票所で係員に申し出てください。</p> <p>入場券が届かない場合は、町選挙管理委員会へお問い合わせください。</p>
問 合 先	笠松町選挙管理委員会 ☎388-1111 (内線223・229)